

提出ファイル：赤（ピンク）紙ファイル

令和 9 ・ 1 0 年度 (2027 ・ 2028年度)
入札参加資格審査申請書提出要領
(県外工事)

上島町役場 建設課

I. 申請書類の提出について

建設工事入札参加資格審査申請書は、建設業法に基づく許可を受けた建設業者で、同法 27 条の 23 の経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値の通知を受けているもののうち、令和 9・10 年度において上島町が発注する建設工事の入札に参加を希望する者から提出されるものであり、この申請書の提出がない者の競争参加は認められませんので、希望者は、次の事項に留意して申請書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

また、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請をした直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から 1 年 7 カ月の間に限られています。したがって、毎年、町が発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から 1 年 7 カ月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要ですのでご注意ください。また、上島町へ経営事項審査の届け出が遅延なく必要であり、届出がない場合は入札に参加できなくなります。

なお、入札参加資格申請書類に事実と異なる記載を行う、また、重要な事実の記載を行わなかった場合は、監督処分や資格停止措置が課されることがあります。

記

1. 受付期間 定期受付：令和 8 年 12 月 14 日（月）から令和 9 年 2 月 5 日（金）まで
随時受付：令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 10 年 12 月 28 日（木）まで

2. 提出部数 1 部

3. 提出先 〒794-2592

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

上島町役場 建設課 管理用地・契約係 **【入札参加資格申請書在中】**

※必ず、**【入札参加資格申請書在中】**と封筒の表に朱書きしてください。

4. 一般的注意事項

- (1) この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。
- (2) 数字は、アラビア数字 (0、1、2、3) を用い、記入事項をあらかじめ印刷してあるものについては、該当項目を○印で囲んでください。
- (3) 年号の大正は T、昭和は S、平成は H、令和は R を用いて記入してください。
- (4) ※印の欄は、記入しないでください。
- (5) 上島町は、えひめ電子入札共同システムを導入しており、今回初めて本町に入札参加資格申請をされる場合は、入札参加資格を取得した後、電子入札に係る利用者登録申請を行い、本町が発行する登録番号とパスワードを取得していただくことになります。

Ⅱ. 申請書類の作成について

1. 建設工事入札参加資格審査申請書記入上の留意事項

(1) 「法人番号」欄は、法人の場合、法人番号(※)を記入してください。個人の場合は記入の必要はありません。

(※)行政手続における特定個人の識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号。

(2) 「申請事務担当者」欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できるご担当者をご記入ください。

(3) 「上島町電子入札用業者 ID」欄は、上島町が発行した登録番号（ID）下8桁を記入してください。

※ID番号を取得していない場合は、空欄で構いません。

(4) 「申請要件確認」欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

(参考)

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（５）「営業年数」欄、「資本金」欄、「自己資本額」欄は、添付する経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の「営業年数」・「資本金額」、「自己資本額」を転記してください。

（６）「職員数」欄は、添付する経営事項審査結果の審査基準日における人数を記載してください。

（７）「労働福祉の状況」欄のうち、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況は、申請日における加入状況について該当するものを○で囲んでください。

申請を行うためには、全て「加入」又は「適用除外」になっていることが必要です。

■添付書類

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要。

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。

(雇用保険)

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

(健康保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付してください。

(厚生年金保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

(8) 「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」は、委任状を提出し、入札・契約等に係る権限を委任する営業所等について記入してください。

なお、受注希望業種が委任先の建設業許可における営業業種であるか否かに応じて、「受注希望業種のうち、委任する業種」欄を記載してください。

- (9) 上島町に建設工事入札参加資格審査申請書を提出又は提出を予定している系列の企業（親・子会社）の有無について、該当するものに○を入れてください。「有」の場合、(1)又は(2)に記入し、申請者の役員のうち、(1)又は(2)に記入した企業の役員を兼任している場合は(3)に記入してください。
- なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有している場合をいいます。
- (10) 「監督処分及び入札参加資格停止措置の状況」は、令和6年11月1日から令和8年10月31日までに受けた建設工事に係る建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第29条第1項第4号の規定に基づく許可取消処分を除く。）をいう。）及び入札参加資格停止措置（上島町長が行った措置に限る。）の状況を記入し、該当がない場合は「該当なし」と記入してください。建設業法に基づく監督処分については、国土交通省や他都道府県など上島町以外の処分を含むものとします。
- なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は簡潔に記入してください。

Ⅲ 申請に関するその他のことについて

1 留意事項

- (1) 申請書類及びその添付書類に虚偽の記載をしたものは、資格の承認をしない又は資格を取り消すことがあります。また、登録期間中に町税等の納付状況を調査したことにより滞納が確認された場合、滞納分の納付が確認されるまで入札（見積）参加の対象にならないことがあります。
- (2) 窓口での書類審査は行いませんので、申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡いたしますので、指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、登録できないことがあります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください。
- (3) 提出書類の一部は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、本町は、「有資格者名簿等」を公表しております。

IV 申請内容の変更及び事業の廃止届について

1 変更届及び廃止届の提出時期

申請書提出後、令和11年(2029年)3月までの間において、次の「2 変更届が必要な変更事項」について変更が生じた場合は又は事業の一部若しくは事業の全部を廃止する場合は、入札参加資格等審査申請書変更届を変更後（廃止）後速やかに提出してください。

2 変更届が必要な変更事項

変更届は次の事項に変更が生じた場合、提出してください。

- (1) 本社の商号又は名称
- (2) 受任者の商号又は名称
- (3) 本社の所在地又は電話番号及びFAX番号
- (4) 受任者の所在地又は電話番号及びFAX番号
- (5) 代表者の職名、氏名又は印鑑（法人の場合）
- (6) 受任者の役職、氏名又は印鑑（法人の場合）
- (7) 「競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑」
- (8) 競争入札に参加を希望する許可等
- (9) 営業に必要な許可、認可等
- (10) 誓約・確認書又
- (11) 新たに上島町に住む従業員を雇用した場合上島町が発行している町県民税特別徴収額の決定通知書

3 変更届に必要な書類

変更内容により、競争入札参加資格審査変更届以外に、それぞれ次のような書類を提出してください。

- (1) 本社の商号又は名称
 - 会社又は法人の登記事項証明書
 - 印鑑証明書
 - 委任状（受任者がいる場合）
- (2) 受任者の商号又は名称
 - 委任状
- (3) 本社の所在地又は電話番号及びFAX番号
 - 会社又は法人の登記事項証明書
 - 委任状
- (4) 受任者の所在地又は電話番号及びFAX番号

○委任状

(5) 代表者の職名、氏名又は印鑑（法人の場合）

○会社又は法人の登記事項証明書

○印鑑証明書

○委任状（受任者がいる場合）

(6) 受任者の役職、氏名又は印鑑（法人の場合）

○委任状

(7) 営業に必要な許可、認可等

○営業許可に必要な許可、認可等を得たことを証する書類